



金沢市公報

第2548号の3

平成19年(2007年)4月2日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ		ページ
● 告 示		○金沢市障害者高齢者体育館の使用料の徴収事務の委託について (障害福祉課)	8
○自転車等の返還手数料の徴収事務の委託について (交通政策課)	1	○狂犬病予防業務関係手数料の徴収事務の委託について (地域保健課)	9
○金沢市観光会館等の使用料等の徴収事務の委託について (国際文化課)	2	○粗大ごみ等の収集等手数料の徴収事務の委託について (環境総務課)	9
○金沢市アートホールの使用料の徴収事務の委託について ()	2	○金沢市民野球場及び金沢市民サッカー場の使用料の徴収事務の委託について (緑と花の課)	10
○金沢21世紀美術館等の共通観覧料の徴収事務の委託について ()	3	○金沢市鳴和台市民体育会館の使用料の徴収事務の委託について ()	11
○金沢市立中村記念美術館等の入場料等の徴収事務の委託について ()	3	○旧高峰家・旧検事正官舎の使用料の徴収事務の委託について ()	11
○金沢市立中村記念美術館等の共通観覧料の徴収事務の委託について ()	4	○卯辰山公園健康交流センター千寿閣の使用料の徴収事務の委託について ()	12
○前田土佐守家資料館及び金沢市老舗記念館の共通観覧料の徴収事務の委託について ()	4	○金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場の使用料の徴収事務の委託について (再開発課)	12
○金沢市総合体育館等の使用料の徴収事務の委託について (スポーツ振興課)	5	○金沢駅西広場の自家用車駐車場の使用料の徴収事務の委託について (道路管理課)	12
○金沢市営陸上競技場等の使用料の徴収事務の委託について ()	5	○金沢市内川第2建設発生土処理施設の建設発生土処理手数料の徴収事務の委託について (技術管理課)	13
○長町観光駐車場等の使用料の徴収事務の委託について (観光交流課)	6	○金沢市立病院に附置する駐車場の使用料の徴収事務の委託について (市立病院事務局)	13
○石川県金沢食肉流通センターの使用料の徴収事務の委託について (農業総務課)	6	○金沢市長町研修館の松声庵の使用料の徴収事務の委託について (生涯学習課)	13
○戸籍謄本等の交付手数料の徴収事務の委託について (市民課)	7	● 公営企業告示	
○住民票の写し等の交付手数料の徴収事務の委託について ()	7	○水道料金、ガス料金、ガス警報器リース料及び下水道使用料の収納事務の委託について (お客様サービス課)	14
○金沢市老人福祉センターの特別室の使用料の徴収事務の委託について (長寿福祉課)	8	○ガス警報器の販売代金等の徴収事務の委託について (営業開発課)	14

告 示

●金沢市告示第100号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、自転車等の返還手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)第53条第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
財団法人 金沢まちづくり財団 理事長 須野原 雄	金沢市広坂1丁目9番16号

2 委託した事務

自転車等の返還手数料の徴収事務

3 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

●金沢市告示第101号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び金沢市観光会館等の使用料等の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
財団法人 金沢芸術創造財団 理事長 近 藤 義 昭	金沢市柿木畠1番1号

2 委託した事務

- (1) 金沢市観光会館の使用料の徴収事務
- (2) 金沢市文化ホールの使用料の徴収事務
- (3) 金沢卯辰山工芸工房の入場料及び使用料の徴収事務
- (4) 金沢市民芸術村の使用料の徴収事務
- (5) 金沢市牧山ガラス工房の使用料の徴収事務
- (6) 金沢市おしがはら工房の使用料の徴収事務
- (7) 金沢湯涌創作の森の使用料の徴収事務
- (8) 金沢21世紀美術館の観覧料及び使用料の徴収事務
- (9) 金沢能楽美術館の観覧料及び使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

●金沢市告示第102号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び金沢市アートホールの使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
株式会社 ケイ・シイ・エス 代表取締役社長 稲垣 渉	金沢市香林坊2丁目5番1号

2 委託した事務

(1) 金沢市アートホールの使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

●金沢市告示第103号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢21世紀美術館等の共通観覧料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
財団法人 金沢芸術創造財団 理事長 近 藤 義 昭	金沢市柿木島1番1号

2 委託した事務

次に掲げる施設の共通観覧料の徴収事務

(1) 金沢21世紀美術館

(2) 金沢能楽美術館

3 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

●金沢市告示第104号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢市立中村記念美術館等の入場料等の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
財団法人 金沢文化振興財団 理事長 近 藤 義 昭	金沢市柿木島1番1号

2 委託した事務

(1) 金沢市立中村記念美術館の入場料及び使用料の徴収事務

(2) 金沢市立安江金箔工芸館の入場料の徴収事務

(3) 金沢ふるさと偉人館の入場料の徴収事務

(4) 泉鏡花記念館の観覧料の徴収事務

(5) 金沢湯涌夢二館の観覧料の徴収事務

(6) 金沢蓄音器館の観覧料の徴収事務

(7) 前田土佐守家資料館の観覧料の徴収事務

(8) 室生犀星記念館の観覧料の徴収事務

- (9) 徳田秋聲記念館の観覧料の徴収事務
- (10) 金沢市老舗記念館の観覧料の徴収事務

3 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

●金沢市告示第105号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、金沢市立中村記念美術館等の共通観覧料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)第53条第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
財団法人 金沢芸術創造財団 理事長 近 藤 義 昭	金沢市柿木畠1番1号
財団法人 金沢文化振興財団 理事長 近 藤 義 昭	金沢市柿木畠1番1号

2 委託した事務

次に掲げる施設の共通観覧料の徴収事務

- (1) 金沢市立中村記念美術館
- (2) 金沢市立安江金箔工芸館
- (3) 金沢卯辰山工芸工房
- (4) 金沢ふるさと偉人館
- (5) 泉鏡花記念館
- (6) 金沢湯涌夢二館
- (7) 金沢蓄音器館
- (8) 前田土佐守家資料館
- (9) 室生犀星記念館
- (10) 徳田秋聲記念館
- (11) 金沢市老舗記念館
- (12) 金沢文芸館
- (13) 金沢能楽美術館

3 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

●金沢市告示第106号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、前田土佐守家資料館及び金沢市老舗記念館の共通観覧料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
財団法人 金沢文化振興財団 理事長 近 藤 義 昭	金沢市柿木畠1番1号

2 委託した事務

次に掲げる施設の共通観覧料の徴収事務

- (1) 前田土佐守家資料館
- (2) 金沢市老舗記念館

3 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

●金沢市告示第107号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢市総合体育館等の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
財団法人 金沢市スポーツ事業団 理事長 山 本 文 男	金沢市泉野出町3丁目8番1号

2 委託した事務

- (1) 金沢市総合体育館、金沢市営西部市民体育会館、金沢市営城北市民体育館、金沢市営城南市民体育館、金沢市営城東市民体育館、金沢市営城西市民体育館、金沢市営森本市民体育館、金沢市営浅野川市民体育館、金沢市営中央市民体育館、金沢市営東金沢スポーツ広場、金沢市営城北市民テニスコート、金沢市営西金沢テニスコート、金沢市営大徳テニスコート、金沢市営城東テニスコート、金沢市営総合プール及び金沢市西部市民憩いの家の使用料の徴収事務。
- (2) 金沢市額谷ふれあい体育館の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

●金沢市告示第108号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢市営陸上競技場等の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
金沢市スポーツ事業団・奥・米沢共同事業体 代表団体 財団法人 金沢市スポーツ事業団 理事長 山 本 文 男	金沢市泉野出町3丁目8番1号

2 委託した事務

- (1) 金沢市営陸上競技場、金沢市営球技場、金沢市安原スポーツ広場、金沢市営専光寺ソフトボール場及び金沢市営医王山スキー場の使用料の徴収事務
- (2) 金沢市内川スポーツ広場及び金沢市戸室スポーツ広場の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

●金沢市告示第109号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、長町観光駐車場等の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
社団法人金沢市シルバー人材センター 理事長 中 田 耕 治	金沢市長町3丁目3番3号

2 委託した事務

長町観光駐車場、近江町観光バス駐車場、東山観光駐車場及び東山観光バス駐車場並びに東山河畔観光駐車場、にし茶屋観光駐車場の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

●金沢市告示第110号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、石川県金沢食肉流通センターの使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
社団法人石川県金沢食肉公社 理事長 藤 崎 強	金沢市才田町戊337番地

2 委託した事務

石川県金沢食肉流通センターの使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

●金沢市告示第111号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、戸籍謄本等の交付手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市長 山 出 保

1 委託した郵便局の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
二俣郵便局 局長 杉 岡 満知子	金沢市二俣町い12番地3
三谷郵便局 局長 洞 庭 俊 夫	金沢市宮野町り2番地3
森本二日市郵便局 局長 池 田 修 一	金沢市二日市町ヌ137番地13
金沢木越郵便局 局長 中 野 悦 充	金沢市木越1丁目151番地

2 委託した事務

- (1) 戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の全部事項証明書、個人事項証明書及び一部事項証明書の交付手数料の徴収事務
- (2) 納税証明書の交付手数料の徴収事務
- (3) 登録原票記載事項証明書の交付手数料の徴収事務
- (4) 住民票の写しの交付手数料の徴収事務
- (5) 戸籍の附票の写しの交付手数料の徴収事務
- (6) 印鑑登録証明書の交付手数料の徴収事務

3 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

●金沢市告示第112号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、住民票の写し等の交付手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市長 山 出 保

1 委託した団体の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
内川校下町会連合会 会長 山本 壽 嗣	金沢市三小牛町20の1番地10
湯涌校下町会連合会 会長 新井 行 雄	金沢市芝原町イ59番地

2 委託した事務

- (1) 住民票の写しの交付手数料の徴収事務
- (2) 印鑑登録証明書の交付手数料の徴収事務

3 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

●金沢市告示第113号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢市老人福祉センターの特別室の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
財団法人 金沢市福祉サービス公社 理事長 平田 敏 雄	金沢市芳齊2丁目3番28号

2 委託した事務

金沢市老人福祉センターの特別室の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

●金沢市告示第114号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢市障害者高齢者体育館の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
株式会社 エイム 代表取締役社長 吉田 康 志	金沢市戸水2丁目140番地

2 委託した事務

金沢市障害者高齢者体育館の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

●金沢市告示第115号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、狂犬病予防業務関係手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
社団法人 石川県獣医師会 会長代行 諏訪 藤 弘	金沢市才田町戊324番地2

2 委託した事務

- (1) 犬の登録手数料の徴収事務
- (2) 狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務

3 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

●金沢市告示第116号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、粗大ごみ等戸別収集手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
株式会社 サークルKサンクス 代表取締役 土 方 清	東京都中央区晴海2丁目5番24号
株式会社 ファミリーマート 代表取締役社長 上 田 準 二	東京都豊島区東池袋4丁目26番10号
株式会社 ローソン 中部ローソン支社 支社長 水 野 隆 喜	愛知県名古屋市中区錦2丁目4番11号
株式会社 デイリーヤマザキ 代表取締役社長 田 嶋 誠	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
株式会社 ニュー三久 代表取締役社長 松 川 治 彦	金沢市城南2丁目36番1号
株式会社 マルエー 代表取締役社長 山 本 隆	白山市鶴来本町1丁目7111番地
株式会社 東京ストアー 取締役社長 箕 田 秀 夫	金沢市西都2丁目4番地
株式会社 無量井ストアー 代表取締役 無量井 和 夫	石川郡野々市町本町6丁目13番19号
株式会社 エム・バリュー 代表取締役 無量井 和 夫	金沢市西金沢3丁目196番地1
株式会社 三崎ストアー 代表取締役 三 崎 哲 也	金沢市弥勒町口71番地
株式会社 ナルックス 代表取締役社長 中 西 茂 宏	金沢市鳴和1丁目1番10号

株式会社 ジャコム石川 代表取締役 竹内文雄	金沢市佐奇森町イ7番地1
アピタ金沢店 店長 富田修	金沢市中村町10番20号
株式会社 マイカル 代表取締役社長 川本敏雄	大阪府大阪市中央区久太郎町3丁目1番30号
ジャスコ 杜の里店 店長 笠島和滋	金沢市もりの里1丁目70番地
株式会社 長崎屋 代表取締役 上山健二	東京都中央区日本橋1丁目1番5号
アル・プラザ金沢 支配人 平林義行	金沢市諸江町30番1号
有限会社 つるや画材店 代表取締役 鶴谷喜伴	金沢市高尾台1丁目53番地
金沢大学生生活協同組合 理事長 田中一郎	金沢市角間町
株式会社 ベネフレックス 代表取締役社長 宮形栄喜知	富山県高岡市内島3550番地
学校法人 金沢学院 理事長 飛田秀一	金沢市末町10の5番地1
株式会社 太陽アソシエイツ 代表取締役 吉田正弘	金沢市太陽が丘2丁目252番地
株式会社 学侑社 代表取締役社長 西野雅昭	金沢市広坂1丁目2番23号
金沢中央農業協同組合 代表理事組合長 朝倉忍	金沢市入江1丁目1番地
金沢市農業協同組合 代表理事組合長 岡本静夫	金沢市松寺町末59番地1
生活協同組合 コープいしかわ 専務理事 長谷川隆史	白山市行町西1番地
アルビス 株式会社 代表取締役社長 大森実	富山県射水市流通センター水戸田3丁目4番地
株式会社 ポプラ 代表取締役 目黒俊治	広島県広島市安佐北区安佐町久地665番1号
日本郵政公社 北陸支社 支社長 栗山英俊	金沢市尾張町1丁目1番1号

2 委託した事務

粗大ごみ等戸別収集手数料の徴収事務

3 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

●金沢市告示第117号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢市民野球場及び金沢市民サッカー場の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
金沢市スポーツ事業団・奥・米沢共同事業体 理事長 山本文男	金沢市泉野出町3丁目8番1号

2 委託した事務

金沢市民野球場及び金沢市民サッカー場の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

●金沢市告示第118号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢市鳴和台市民体育会館の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
財団法人 金沢市スポーツ事業団 理事長 山本文男	金沢市泉野出町3丁目8番1号

2 委託した事務

金沢市鳴和台市民体育会館の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

●金沢市告示第119号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、旧高峰家・旧検事正官舎の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
財団法人 金沢文化振興財団 理事長 近藤義昭	金沢市柿木畠1番1号

2 委託した事務

旧高峰家・旧検事正官舎の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

●金沢市告示第120号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、卯辰山公園健康交流センター千寿閣の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
財団法人 金沢市福祉サービス公社 理事長 平 田 敏 雄	金沢市芳斉2丁目3番28号

2 委託した事務

卯辰山公園健康交流センター千寿閣の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

●金沢市告示第121号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
北陸名鉄開発株式会社 代表取締役 恒 川 民 雄	金沢市彦三町2丁目5番27号

2 委託した事務

金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

●金沢市告示第122号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢駅西広場の自家用車駐車場の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
株式会社ジェイアール西日本金沢メンテック 代表取締役 山 岸 勝	金沢市北安江3丁目4番1号

2 委託した事務

金沢駅西広場の自家用車駐車場の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

●金沢市告示第123号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢市内川第2建設発生土処理施設の建設発生土処理手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
金沢建設業協同組合 理事長 明 旣 章 宏	金沢市弥生2丁目1番23号

2 委託した事務

金沢市内川第2建設発生土処理施設の建設発生土処理手数料の徴収事務

3 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

●金沢市告示第124号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、金沢市立病院に附置する駐車場の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項及び金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)第53条第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
社団法人 金沢市シルバー人材センター 理事長 中 田 耕 治	金沢市長町3丁目3番3号

2 委託した事務

金沢市立病院に附置する駐車場の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

●金沢市告示第125号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢市長町研修館の松声庵の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
財団法人 金沢市文化振興財団 理事長 澁谷 亮 治	金沢市柿木畠1番1号

2 委託した事務

金沢市長町研修館の松声庵の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第6号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道料金、ガス料金、ガス警報器リース料及び下水道使用料の収納事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項及び金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）第21条の2第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

1 委託した者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都港区芝公園4丁目1番4号
株式会社ローソン	大阪府吹田市豊津町9番1号
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋4丁目26番10号
株式会社サークルKサンクス	東京都江東区塩浜2丁目20番1号
株式会社デイリーヤマザキ	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町1番1号
株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン	東京都千代田区一番町13番地1
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大宇久地665番地1
株式会社ホットスーパーコンビニエンスネットワーク	茨城県つくば市西大橋599番地1
株式会社スリーエフ	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社ココストア	愛知県名古屋市中区栄1丁目7番34号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西5丁目421番地
株式会社セーブオン	群馬県伊勢崎市富塚町459番地
国分グロースーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号

2 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

●金沢市公営企業告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、ガス警報器の販売代金等の徴収事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項及び金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）第21条の2第3項の規定により告示します。

平成19年4月2日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

1 委託した者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社 金門製作所 北陸支店	金沢市神田1丁目10番3号

2 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

平成19年(2007年)4月2日 印刷
平成19年(2007年)4月2日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)